

# 本人・保護者・他の生徒・外部関係者からの「いじめ」の訴えや相談への対応マニュアル

## いじめ対策委員会

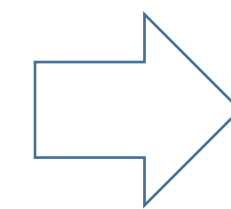
校長	教頭	いじめ対策推進教員	生徒指導主事	特別支援コーディネーター	学年主任	養護教諭
----	----	-----------	--------	--------------	------	------

## 関係者として対策委員会に参加を要請される職員

担任	副担任	関係の深い教職員	その他
----	-----	----------	-----

### 教頭 　 いじめ対策推進教員 　 生徒指導主事

- ①「いじめに関する」生徒・保護者への啓発活動の企画、実施方法立案**
- ・年度初めに、全校生徒に「いじめに関する」内容の講話を実施
  - ・長期休業前後に、生徒・保護者向けのプリントで注意喚起
  - ・PTA活動を通じて、相談体制の紹介・説明と協力依頼



### 全職員

- ②いじめ対策推進教員の周知、外部機関の「いじめ相談窓口」の紹介と説明**
- ・ハイリスクや特徴のある生徒、悩みを抱える生徒等がいつでも相談に行けるように学校内の担当を紹介する
  - ・外部機関の「いじめ相談窓口」を紹介・周知する
  - ・特別支援教育推進委員会との連携
  - ・生徒が相談に来たときの受け入れ体制を準備し、整える
  - ・あらゆる教育活動のなかで生徒との関わりを深め、信頼して相談できる人間関係を構築する
  - ・保護者との連絡体制を整え、躊躇せずに相談できる協力体制を構築する
  - ・パンフレットやHP等を利用し、生徒・保護者に対して「いじめに関する」知識の定着や対応の仕方の周知を図る

### 教頭 　 いじめ対策推進教員 　 教頭 　 生徒指導主事 　 いじめ対策推進教員

- ⑤確認**
- ・会議の招集
- ④訴えや疑いを確認**
- ・校長に報告
  - ・いじめ対策委員会の開催検討
  - ・資料作成の指示

報告

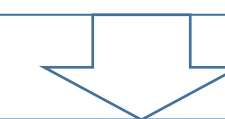
資料作成依頼

### 全職員

- ③生徒や保護者からの「いじめ」の訴えや相談**
- ・本人または保護者からの丁寧な聞き取りを行う。証拠物件の確認、情報収集することで問題を把握  
→ 直ちに教頭に報告
  - ・本人又は保護者の保護を最優先とし、相談されていることを他者に気づかれないよう慎重に聞き取りなどの行動をとる
  - ・生徒本人からの訴えであれば、保護者が認知しているかを確認し、必ずすぐに保護者への連絡を行う
  - ・相談を最優先し、相談に来た生徒をよく観察し、他の先生や関係機関に協力を要請したり、生徒のケアを最優先に行う

### いじめ対策委員会

- ⑥いじめ対策委員会で訴えや疑いの事実を把握・確認・情報共有・第1次判断の内容と方針を検討（第1回いじめ対策委員会）**
- ・資料からいじめの訴えや疑いを把握・確認し、いじめの認知・判断をする
  - ・資料をもとに当該生徒への聞き取りや周囲の生徒への聞き取り等詳細な資料を作成し、今後の方針を検討する
  - ・関係機関との連携を検討し、早急に手配する。また、早急に保護者への連絡を行う



## 第1次判断（いじめ認知の判断、初期対応の指示）

各関係者へ一斉に対応を指示する

（詳細な聞き取りと資料作成、生徒の心のケア、保護者への連絡、教育相談機関等との連携の手配）

未然防止

早期発見

事案対処